

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の産業の活性化と雇用機会の拡大を目的とし、市内でのサテライトオフィス開設又はテレワークの実施を促進するため、三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能で、当該本社の遠隔地に置かれる事業所又は支店をいう。
- (2) テレワーク ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の実施をいう。

(事業内容)

第3条 市は、市外に本社又は住民票を有する者に対し、三原市お試しサテライトオフィス施設(以下「お試しオフィス施設」という。)の利用を体験させる。

(施設)

第4条 お試しオフィス施設は、次のとおりとする。

- (1) オフィス
- (2) シャワー室

(対象者)

第5条 第3条に規定する事業の対象者は、市外に本社又は住民票を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内においてサテライトオフィスの開設又はテレワークの実施を検討している法人、団体又は個人
- (2) その他市長がお試しオフィス施設を利用させることが適当であると認める者

(施設の利用等)

第6条 お試しオフィス施設は、1者のみの利用を原則とし、先着順にその利用を認めるものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(利用期間等)

第7条 お試しオフィス施設の利用期間は、1日を単位として最長1箇月とする。

- 2 お試しオフィス施設の休館日は設けないこととする。ただし、市及び地元の行事のため、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 お試しオフィス施設の利用回数に制限は設けない。ただし、お試しオフィス施設を利用している期間は、次回以降の利用を申請できないものとする。

(利用時間)

第8条 利用時間に制限は設けないが、宿泊は禁止とする。

(利用の申込み及び承認等)

第9条 お試しオフィス施設を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、利用しようとする7日前までに、三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験事業申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申込みがあつた場合において、その内容を審査し、利用を承認したときは、三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験事業承認書(様式第2号)を当該申込者に交付するものとする。
- 3 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試しオフィス施設の利用を承認しないものとする。
 - (1) 政党又は政治活動を行うとき。
 - (2) 宗教団体活動を行うとき。
 - (3) 貸金又は消費者金融事業を行うとき。
 - (4) 商品先物取引に関する事業を行うとき。

- (5) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法等で商品を販売する活動を行うとき。
 - (6) 消費生活センター等の公的機関に苦情があり、紛争又はそのおそれがあるとき。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行うとき。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (10) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (11) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (12) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (13) お試しオフィス施設又はその附属設備を損傷するおそれがあると認められたとき。
 - (14) お試しオフィス施設の管理上支障があると認められたとき。
- 4 市長は、第2項の規定による承認に当たり、お試しオフィス施設の管理上必要な条件を付することができる。
- (目的外利用等の禁止)

第10条 前条第2項の規定による承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該承認を受けた目的以外にお試しオフィス施設を利用し、又は転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試しオフィス施設の利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命じるものとする。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく承認の条件に違反したとき。
 - (2) 承認を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
 - (4) 承認を受けた後において第9条第3項各号の規定に該当したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命じられたことにより利用者が受けた損害については、市長はその責を負わない。
- 3 市長は、第1項の規定による利用の承認の取消し又は利用の停止により損害を受けたときは、利用者に対し、その損害賠償を求めるものとする。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市が行うサテライトオフィスの開設又はテレワークの実施に係るアンケート及びヒアリングに協力すること。
- (2) 地元との相互連携に努めること。
- (3) お試しオフィス施設及びその附属設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) お試しオフィス施設の清掃を行うこと。
- (6) その他施設の共用部分の利用については、地元の指示に従うこと。

(利用料)

第13条 お試しオフィス施設の利用料は、光熱水費及び通信料を含め無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者自らが取り付ける設備等に関連する全ての費用については、利用者の負担とする。

(利用の中止又は変更)

第14条 利用者がお試しオフィス施設の利用を中止し、又は利用承認事項の内容を変更しようとするときは、三原市お試しサテライトオフィス施設利用体験事業中止(変更)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、お試しオフィス施設の利用を終了したとき、第11条第1項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたとき又はお試しオフィス施設の利用を中止したときは、直ちにお試しオフィス施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(退去)

第17条 市長は、この要綱に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、退去を命ずることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、三原市お試しサテライトオフィス施設体験事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。